

加古川市シンボルキャラクター「ウェルピー」使用に関する取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、加古川市（以下「市」という。）が定めたシンボルキャラクター「ウェルピー」（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（使用承認の申請等）

第2条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ加古川市シンボルキャラクター「ウェルピー」使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第5条第3号に規定するイメージを損なわない範囲でイラストを変更する場合を除き、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- （1） 国、地方公共団体、学校及びその関係者等が業務の目的で使用するとき。
- （2） 市が主催する事業の開催に協賛する団体等が使用するとき。
- （3） 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- （4） その他市長が特に認めるとき。

（使用承認）

第3条 市は、前条の規定による申請があった場合において、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

- （1） 市及びキャラクターの品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになると認められるとき。
- （2） 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがある場合。
- （3） 特定の政治、思想及び宗教の活動を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- （4） キャラクターを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- （5） 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第

1号)第2条に定める暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者が使用するとき。

(6) その他市長が承認することが不相当と認める場合。

2 市は、前項の承認をするときは、加古川市シンボルキャラクター「ウェルピー」使用(変更)承認書(様式第2号)により、承認をしないときは、加古川市シンボルキャラクター「ウェルピー」使用不承認書(様式第3号)により通知するものとする。

(使用料)

第4条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 キャラクターの使用承認を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された目的のみに使用し、市の指示する条件に従うこと。
- (2) 使用の承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 市で定めた形、色等に沿って正しく使用し、イメージを損なわないようにすること。ただし、使用するデザイン等により必要がある場合は、キャラクター等に「吹き出し」を付ける、表情を変える、市が指定したポーズを変えるなどの変更について、イメージを損なわない範囲で認める。
- (4) 市のキャラクターであることを明記すること。ただし、使用するデザイン等により明記がそぐわない場合はこの限りではない。
- (5) 承認により作成された物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。
- (6) 商標登録出願を行わないこと。

(承認内容の変更申請)

第6条 キャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、加古川市シンボルキャラクター「ウェルピー」使用内容変更申請書（様式第4号）によりあらかじめ市に申請しなければならない。

2 市は、前項の規定による申請を承認するときは、加古川市シンボルキャラクター「ウェルピー」使用（変更）承認書（様式第2号）により通知するものとする。

(承認の取り消し)

第7条 市は、キャラクターの使用がこの要綱及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該キャラクターの使用承認を取り消すことができる。

2 市は、前項の規定により承認を取り消したときは、加古川市シンボルキャラクター「ウェルピー」使用承認取消書（様式第5号）により申請者に通知しなければならない。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認により作成された物品等をいかなる場合であっても使用してはならない。

(免責)

第8条 市は、前条の規定による取消しにより生じた使用者の損害又はキャラクターの使用により使用者が第三者に対して与えた損害について、一切の責任を負わない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの取扱いについて必要な事項は、市が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。